

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成27年  
(2015年) 7月25日

第1947号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会旬報

社文  
地行

## 相次ぎ委員会を開催

本会の委員会は7月10日開催の社文教委をはじめに、15日に地方行政委員会が開催。以後、国と地方の協議の場等に関する特別委員会は23日、国会対策委員会は24日、建設運輸委員会は30日、地方財政委員会は8月7日、産業経済委員会は8月12日に開催する予定。

今年度から副会長は、会長指名により、地方行政、地方財政、社文教委、産業経済、建設運輸の各委員会に1名ずつ割り振られ、オブザーバーとして担当委員会に出席する。また、所管分野における政府のヒアリング等に会長が出席できない場合、会長代理として出席することとなっている。

社文教委、地方行政委員会では「要望書」と「東日本大震災に関する要望書」を決定し、会議終了後には、要望事項の実現に向け、関係省庁、地元選出国會議員などに対し要望活動を行った。

「要望書」は、前年度委員会からの申し送り事項、第91



研究会の模様

## 議会のあり方研究会が 報告書・提言を取りまとめ

「東日本大震災に関する要望書」(下掲)は、5委員会共管として付託されている第91回定期総会議決事項である「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」(総会決

議)と、東北部会提出の議決事項である「東日本大震災からの早期復旧・復興について」(原子力発電所事故災害への対応について)を合わせて、1冊の要望書として作成している。

両委員会の「要望書」と「東日本大震災に関する要望書」は、本会ホームページの「要望・決議等」のページに掲載している。

今号では、社文委の会議概要等を6面に掲載する。



中邨章・座長

本会の議会のあり方研究会(座長中邨章・明治大学名誉教授)は6月、「地方分権時代における議事機関としての役割を果たす議会のあり方について(報告・提言)」と題する報告書を取りまとめた。報告書は7月15日付けで各市議会事務局に発送している。

〔2面へ続く〕

※委員名簿  
▽座長 中邨章・明治大学名誉教授  
▽副座長 横道清孝・政策研究大学院大学副学長  
▽委員 廣瀬克哉・法政大学法学部長、谷隆徳・日本経済新聞社論説委員兼編集委員、三田妃路佳・宇都宮大学准教授、原田正司・本会事務総長、  
〔26年8月1日から〕  
金沢陽介・副会長(盛岡市議會議長)、岩井清郎・同(市川市議會議長・27年2月5日からは宮田かつみ議長)、國井忠男・同(岐阜市議會議長)、広瀬和範・同(徳島市議會議長)

後の防災対策等  
▽原子力発電所事故災害への対応に関する要望 ①復旧・復興の加速に向けた予算の確保等 ②除染の推進・汚染廃棄物等の処理 ③中間貯蔵施設の早期整備と除染土壌等の早期撤出 ④原発廃炉に向けた取り組み ⑤放射線に対する住民の健康管理 ⑥保健・医療体制の整備 ⑦産業の復興と再生 ⑧道路交通網等のインフラ整備 ⑨原子力損害賠償の確実な実施 ⑩避難指示区域等への支援

【1面から続く】

議会のあり方研究会は25年6月、「地方分権時代における議事機関としての議会の役割を果たすべく議会のあり方について調査・検討を行い、さらに議会が抱える具体的な諸課題に対し、理論上の観点からの調査・研究にとどまらず、実務上の観点からも議会としてなすべき方策を調査・研究すること」を諮問事項とし、2年程度を検討期間として本会に設置。検討項目を①住民の負託を受けた代表機関としての議会のあり方②地方公共団体における長と議会のあり方③政策形成機能・監視機能の充実強化④議会活動のあり方⑤その他(報酬、定数、政務活動費等)の5項目とし、学識経験者等6名で25年6月26日の第1回研究会から調査・検討を行った。約1年間は理論的側面から、26年10月2日の第9回研究会以降は副会長4名の議長が委員として加わり(就任日は8月1日)、実務的側面から議論した。27年3月26日まで約2か月1回の割合で12回の研究会を開き協議したほか、議会のあり方に関する意識調査な



横道清孝・副座長

ど全国調査を行い、また、先進的・改革的な取り組みを行っている大分市、諫早市、鳥羽市、大津市の各市議会を訪れ調査した。27年6月、これまでの調査・研究結果を報告書と提言に取りまとめた。

諮問事項に対する調査・研究結果として、①より市民に身近な議会にするために②議会の監視機能・政策形成機能をさらに充実するために③議会改革をより一層推進するために④議員の処遇等についての市民理解の促進⑤自治体の将来課題―地方創生と向き合う―の5点の報告と提言(下掲)に取りまとめた。

「より市民に身近な議会にするために」

「ITを活用した情報の共有」では、フェイスブックを活用する市議会は、25年度末現在で32市(3・9%)、ツイッターは34市(4・2%)



廣瀬克哉・委員

にとどまっていることから、今まで以上に活用されるべきである。また、議会審議の活性化、議会活動に対する住民の理解を促進するため、一層のICT(情報通信技術)化あるいは効率化(ペーパーレス化)を進める必要がある。ICT化の推進は、議会活動の充実を図る手段であると改めて認識すべきとしている。

「諮願・陳情等の積極的な活用」では、諮願・陳情は、議会への重要な責任の付託であると議会人は意識すべきである。採択後の諮願・陳情を速やかに執行部に送付し、対象課題の処理を促すこと。また、諮願・陳情有権者からの政策提案と見なし、具体的な施策につなげる責務も有する。実施した措置を市民にフィードバックし、次の諮願・陳情を引き出す。このプロセスを住民主体の「政策形成サイクル」と呼ぶことができ、

「公聴会・参考人制度を始めとした多様な市民参画」では、25年度中に諮願・陳情者を参考人として、本会議や委員会での発言を求めた議会は218市(26・8%)、公聴会は1市のみと紹介。議会活動への住民参画の促進のため、

「議会報告会等における市民意見の反映」では、議会報告会は、住民が直接、民意を

提言

- より市民に身近な議会となるために
  - 議会のICT化を推進し、議会活動に対する住民理解の促進、また、議会活動における住民意見を反映させる仕組みの構築を図ること。
  - 住民のニーズを把握し、議会の審議に反映させるため、公聴会・参考人制度等を積極的に活用するなど多様な住民参画の場の整備を図ること。
  - より市民に身近な議会を目指して、議会活動についてのわかりやすい説明や運営のあり方を検討すること。
- 議会の監視・評価及び政策形成機能をさらに充実するために
  - 決算審査を充実させるとともに、その結果を市政に反映させる仕組みの構築を図ること。
  - 議会が合議体としての特性を活かし、真に住民に役立つ施策を取り組むため、積極的に政策形成を行う仕組みを整備すること。
  - 議会の監視・評価及び政策形成機能を支援する議会事務局の強化、外部有識者の積極活用を図ること。
- 議会改革をより一層推進するために
  - 議会活動の方針などの議会のあり方を明確にするため、議会基本条例等を制定し、その検証を行うなど不断に議会活動の充実を図ること。
  - 議会改革を一層推進するため、議長任期の長期化を図るなど、そのリーダーシップを強化すること。
  - 今後、議会がその果たすべく役割を担うため、議員研修等の充実等、研鑽機会の拡充など議員の資質向上に努めること。
- その他
  - 有為な人材を確保するための適切な処遇について、住民の理解を得る努力を行うこと。
  - 議事機関としての役割を果たしていくためには、住民が議会のあり方に関心を持ち、地方議会についての理解を深めていくことが必要である。それらを踏まえ、議会は真の住民の代表機関としての役割を果たすよう努める必要があること。

【3面へ続く】



【2面から続く】



谷隆徳・委員

のシステム整備」では、地方自治法の期待する議会の重要な役割の一つが立法機関としての機能であるが、新しい政策条例案を作成した議会は、25年度中で86市(10・6%)・108件にとどまり、批判される原因となっている。立法機能を十分に発揮できない原因の1つ目は、議会を補佐する議会事務局体制が十分でないこと。首長が実質的には人事権を持つことに加え、議会予算も管理していること。2つ目は、選挙制度。大選挙区制度に起因する議員間の協力体制の欠如があるのではないかと考えられること。議員間で政策を検討・協議する場がある市議会は25年度で152市(18・7%)に過ぎない。この状況は改善されるべきであり、議員間討議は、政策形成機能を高める議会のツールとして活用することが切望さ

れる。大分市議会の議員政策研究会、大津市議会の政策検討会議などの事例がある。両市は、議員提案の条例があり、現在もさまざまな試みが模索され、今後、全国区になる条例や計画が出現するかもしれないとし、これら先行モデルの各地への広がり期待されるところとしている。

「外部の知見活用」では、まず、法制担当職員の議会事務局への配置状況を、25年度末現在で専任26市(3・2%)、併任49市(6・0%)と紹介。議会の支援体制を改善するため、議会事務局職員の質量両面での大幅な改善が必要である。加えて、議会は大学の研究者や弁護士など外部の専門的知見を活用すべきとするが、自治法100条の2に基づく専門的知見を活用した市は25年度末で8市(1・0%)に過ぎない。議会の不足分野を補い、政策立案機能向上に役立てるため、専門家の知見を今後、より幅広く活用すべきとしている。

「予算に対する審議の充実」では、自治法の規定上、議会は長の予算の提出の権限を侵す増額修正をできないが、



三田妃路佳・委員

増額修正の制約のあり方については、今後、早急に検討する必要があるとしている。

「決算審議の充実」では、決算不認定の場合、何らかの措置、例えば、次年度予算に不認定結果を受けて具体的にどう措置するかを議会・住民に対して公表することや、当初予算提出時に決算不認定の取り扱いにかかる説明を義務付けることなどを検討すべきとしている。

「見えやすい議会運営」では、議会は長が議会の透明性を高めることや、意思決定のプロセスを明確化し、最終

的な議決に至る議会の判断の論拠を住民に対してより明確に示す必要がある。議会の政策立案機能と監視機能をより明確な形に修正し、住民に機能発揮する議会をアピールすることが求められる。また、議会の役割をより充実した形に変えるためにも、議員の権利と義務を明確にし、議会基本条例への刷り込みが必要であり、以上の作業を通じ、議員は課せられた役割や機能を再認識するはずであり、住民が認める議会への第一歩になるとしている。

「議長のリーダーシップ」では、議長の短期交代には弊害が多く、首長と議会が対等の立場で役割や権限を行使するのであれば、議長の機能の再検討を必要とする。法定の任期での運用を基本とし、議長が議事機関の長としての役割をより果たせる体制に変える必要があるとしている。

「議員定数」では、自治法の改正により議員定数は地方

「窓口の広い地方行政と議会の監視機能」では、議会には絶えず行政の事務執行を住民に代わり監視し、サービスの向上を問い続ける役割が期待されるとし、行政サービスの提供が幅広い分、監視分野も必然的に多くなり、量に比べ、議員定数は当然大きくなければならない。定数の適正規模の問題は、削減だけでは解決せず、一定規模が必要である。そうでなければ、議会が担うべき機能は果たせ

公共団体が条例で決めるように変わり、議会の決定責任がより一層、重要になった点を議会人は改めて認識すべきである。また、住民は定数削減を迫るが、議会が地域創生に貢献する役割を担うためには、一定規模の定数確保を含め、創意と工夫を凝らし、適正規模を模索する状況が、しばらく続くのかも知れないとしている。



佐藤祐文・会長

「議員報酬など」では、議

「例外と規則外の住民要望に対応する議会」では、行政が躊躇するサービスや、拒否する事務が増える中、例外や不規則な課題を抱え困難に直面する住民に対応し、要望を自治体の正規ルートに乗せる手助け、苦痛や困難に対する背後からの支援が、議会人に期待される機能と役割である。議会は多様化する住民要望に対応できる定数規模を維持することが望まれる。議員定数削減には相当に慎重な配慮が必要であり、そうした観点からの検討も必要としている。

【4面へ続く】

【3面から続く】

員定数同様、議員報酬に関しても住民は削減を求めるが、日本の地方議会の守備範囲が、責任領域の限られた他国とは比較にならないほど幅広いことを考慮に入れなければならない。日本の地方議会は責任範囲が桁違いに広く、議員は活動量の多い行政を監視し、サービスの質向上を図る責任があるため、議員活動は多面的にならざるを得ず、365日、年中無休の職業と言われる。議会人には重責を担う自分の報酬が支給されるべきとも考えられる。現状、一部の

例外を除き議員報酬は他の職業に比較し、低額という印象で、低い所得保障が続く限り、有為な人材は地方政界に飛び込めないことから、真剣な検討が必要とされる課題である。26年8月現在、議員のうち50歳未満の議員は17・3%、60歳以上は56・2%と紹介。議員報酬が低いため、60代以下の若い世代が仕事を辞め、地方政治に飛び込むとはしない。議員報酬の改善には、議会の活性化に直結する重要な課題が隠されている。一方、大都市を中心に議員の専門化が進み、26年8月現在で、38

・1%と紹介。地方議会にとって望ましいと思われる傾向に加速度をつけるためには、議員を職業にできるレベルに議員報酬を上げる必要がある。この問題は、我が国の地方議会が将来、どうなるかを決める重要な中身を含んでおり、早急に対応すべき喫緊の課題である。また、23年6月1日に財政悪化を理由に議員年金制度が廃止されたが、有為な人材を幅広く確保する上でも、議員年金を住民も納得のいく適切な制度に再構築することが望まれるとしている。「政務活動費」では、政務

活動費は議員の信頼性に関係する問題とし、26年の県議会議員の不祥事をきっかけに、住民が深い関心を寄せる課題になった。政務活動費が住民からの評価が芳しくないのは、一部とはいえ、政治活動とは関係のない個人消費に使用されているからであり、議員の意識や倫理観、それに使途の透明性の問題である。将来にわたり、支出をより一層、厳しくチェックする体制を確立する必要があるとしている。

①安全と安心のまちを造ること  
②政府の地方創生計画で重視する少子高齢化と人口減少に議会として考えをまとめること  
③地域経済の活性化へのほぼ3つの課題にまとめることができる。

①では、首長がカバーできない分野、行政が不得意とする施策で活動の幅を広げる準備が必要であり、政府の推進する国土強靱化計画の地方創生戦略への組み込みを議会人は考えるべきである。

②では、議会は客観的な資料と地元の歴史を背景にした経験値を持っており、議会人の工夫と創意に大きな期待がかかる。

③では、高齢化対策や安心・安全のまちづくりと密接に連携した政策課題であり、課題解決の糸口は、首長のリーダーシップと議会の知恵にかかっている。

最後に、地方創生の成否は自治体の取り組みに大きく関わり、議会が首長とともに、二元代表制の一翼として、戦略策定を議決事項とすることなども含め、役割をしっかりと果たすことが求められるとしている。

基地協が第83回理事会を開催

会議終了後、財務・総務副大臣らに要望

全国市議会議長会基地協議会（会長 板橋衛・横須賀市議会議長）は7月9日、全国都市会館で正副会長・監事・相談役会の後、第83回理事会

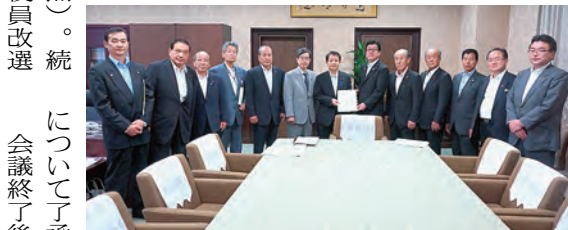


挨拶する板橋会長

を開催した。

理事会では、板橋会長から「28年度は3年に一度の基地交付金・調整交付金の増額確保の年度。基地周辺対策経費の所要額確保と併せて、概算要求時や、政府予算編成に向け、一致団結し、力強い運動を展開することが何より重要」など挨拶。総務省、防衛省の講師説明の後、事務報告

を了承し、協議に入った。協議では、基地対策関係施策の充実強化に関する要望案を原案の通り決定した。このうち、重点要望として、①基地交付金・調整交付金（総務省所管）の増額確保等②基地周辺対策経費（防衛省所管）の所要額確保等を掲げている（5面参照）。続いて、今後の運営、役員改選



宮下財務副大臣

について了承した。



二之湯総務副大臣

会議終了後、正副会長・監事・相談役のうち、11市町



寺田衆議院議員

れる要望活動班は、宮下一郎

【5面へ続く】

中島防衛省地方協力局長



基地対策関係施策に関する重点要望

- 1 基地交付金・調整交付金(総務省所管)の増額確保等
 

平成27年度は、固定資産税の評価替えの年度に当たるため、平成28年度の基地交付金・調整交付金については、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、増額すること。

また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊の使用する全資産に拡大すること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要を鑑み、「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」においては、10%のマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。
- 2 基地周辺対策経費(防衛省所管)の所要額確保等
 

(1) 基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたことは評価されるものであるが、今後さらに緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金(調整交付金)は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることを鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

(2) 在日米軍再編に伴い負担増となる関係市町村に対しては、十分な支援措置を講じるとともに、再編に伴い現行の基地対策関係予算に支障が生じることのないよう、十分配慮すること。

特に、再編交付金については、関係市町村の要望を踏まえ、所要額を確保するとともに、その交付期間を延長すること。

(3) MV-22オスプレイについては、安全性に対する国民の不安が完全に払拭されたとは言えない状況にあることから、日米合同委員会と合意されたオスプレイ運用の安全確保策を遵守するとともに、配備・飛行訓練等について、関係市町村に対し十分な説明及び情報提供を行うこと。

(4) 中期防衛力整備計画に基づき、基地の機能・運用等の変更を検討する場合には、関係市町村の実情及び地域の意見に十分配慮すること。

地方協力企画課政策企画室長から「基地周辺対策の現状と課題」について説明があった。

伊藤吉和・防衛省地方協力局

調整交付金の現状と課題」

産税課長から「基地交付金・調整交付金の現状と課題」

聡・総務省自治税務局固定資産税課長から「基地交付金・調整交付金の現状と課題」

都道府県連などに要望活動を行った。

他の加盟市町村議長らも、地元選出の国会議員、政党の都道府県連などに要望活動を行った。

【4面から続く】

・財務副大臣、二之湯智・総務副大臣、寺田稔・衆議院議員、中島明彦・防衛省地方協力局長らに面談し、要望書を手交の上、要望、意見交換を行った。

和泉市、東広島市、熊本市、上富良野町、新富町▽相談役

▽会長▽横須賀市▽副会長

恵庭市、東松島市、木更津市、小松市、福生市

地方からの提案件数は334件

安倍総理「最大限の実現を」

地方分権改革有識者会議

等を行った。

提案募集式

地方分権改革有識者会議(座長▽神野直彦・東京大学名誉教授)は6月30日、提案募集検討専門部会(第20回)と合同で第21回会議を開き、「平成27年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方」を議題に、地方からの地方分権改革に関する提案状況(募集期間・3月23日から6月10日)の報告、重点事項の検討

重点事項52件は、提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件。重点事項の指標は

提案件数は334件。内訳は▽内閣府と関係府省との間で調整を行う提案241件(うち重点事項52件)▽関係府省における予算編成過程での検討を求める提案34件▽その他59件だった。

重点事項のうち、市が提案主体のものを表にまとめた(表参照)。

①地方創生に資するもの(1) 地方へのひとの流れの創出(2) 子育て支援(3)地域経済振興(4) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

②これまでの地方分権改革の取り組みを加速・強化するもの

③住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議になじむもの

④26年度の専門部会で重点事項として審議した事項のうち、対応方針で27年度の検討事項とされたもの、27年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるものとして

重点事項のうち、市が提案主体のものを表にまとめた(表参照)。

安倍晋三・内閣総理大臣は7月14日、地方分権改革推進本部の会合において提案募集について触れ、「関係大臣におかれては、提案の最大限の実現に向け、強力なリーダーシップを発揮していただきたい」と発言した。

12月末までに提案に関する対応方針について、地方分権改革推進本部の決定と閣議決定が行われる。

表 市が提案主体の重点事項

※	提案主体	提案名(関係府省)	提案の概要	効果等
①(1)	福井市	「サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲」(厚生労働省、国土交通省)	都道府県が有する高齢者居住安定確保計画の策定権限と住宅事業の登録・監督等の事務について、希望する市町村へ移譲する。(高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正)	市町村の判断でサービス付き高齢者向け住宅の供給管理が可能となる。
①(2)	瑞穂市	「朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和」(厚生労働省)	26年度の提案により、保育所の保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、保育士以外の経験者等を配置することが特例で限定的に認められたが、より柔軟化・明確化する。(児童福祉法の関係省令改正)	保育士の確保が特に困難な地域において、保育士数の柔軟な配置が可能となる。
①(3)	松山市	「中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲」(経済産業省)	都道府県・政令指定都市が有する大店法の規制が緩和される特例区域の指定の権限を、中心市街地再開発促進のため、中核市に移譲する。(中心市街地の活性化に関する法律と大規模小売店舗立地法の改正)	中核市の判断で規制緩和が可能となり、都市のコンパクト化の実現に資する。
①(4)	宇都宮市	「小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化」(厚生労働省)	水道事業の変更の届出に係る「給水人口及び給水量の算出根拠」について、小規模な給水区域の変更の場合、提出書類の省略や手続きの簡素化を検討する。(水道法の関係省令改正等)	小規模集落等に対する近隣水道事業者からの円滑な給水を促し、安全・安心な生活環境を迅速かつ持続的に確保する。
②	さいたま市	「介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲」(厚生労働省)	都道府県が有する介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する監督事務を指定都市と中核市に移譲する。(地方自治法施行令の改正)	指定都市と中核市が既に担っている介護支援事業者の監督と一体的に行うことで、より迅速かつ効果的な対応が可能となる。
③	千葉市、京都市、豊田市	「生活保護事務に関する規制緩和」(厚生労働省等)	被保護者が生活を送る上で必要不可欠な電気・ガス・水道の料金を、生活保護の実施機関が被保護者に代わって納付できるようにするなど。(生活保護法等の改正等)	生活保護行政のより効果的な執行が可能となる。
④	豊田市、松山市	「公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化」(国土交通省)	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準について、地方公共団体が条例で定められるようにする。(公営住宅法の改正)	地域の実情を踏まえて、真に入居が必要な者への公営住宅の供給が促進される。

※番号は本文中の番号に対応している(例:表中①(1)は本文中①地方創生に資するもの(1)地方へのひとの流れの創出に対応する)

※第21回地方分権改革有識者会議・第20回提案募集検討専門部会合同会議の資料を基に本紙が作成

# 第153回社会文教委員会

社会文教委員会(委員長 尾山信義・山陽小野田市議会議長)は7月10日、グラウンドアーク半蔵門で正副委員長会議の後、第153回委員会を開催した。



挨拶する尾山委員長

委員会で、冒頭に尾山委

員長から「地域医療施策について、深刻な医師不足・地域偏在など、大変厳しい状況にあり、住民が等しく適切な医療を受けられるよう、制度改正の内容なども踏まえ、施策の充実を引き続き要望する必要がある」などの挨拶があった。続いて、オブザーバーとして出席した関正史・本会副会長(長岡市議会議長)が挨拶。厚生労働省からの講演の後、委員会に関する会則・規程等を了承、次いで、事務報告を了承し、協議に入った。



挨拶する関副会長

協議では、①地方創生の推進②地域医療施策③保健衛生施策等④医療保険制度⑤介護保険制度⑥少子化対策等⑦雇用対策⑧社会福祉施策⑨環境保全施策⑩文教施策の10項目を大きな柱(より詳細な要望項目は下掲)とする「要望書」と「東日本大震災に関する要望書」を原案の通り決定



原厚生労働審議官

の運営を決定した。続いて、要望活動の方法、今後の運営を決定した。会議終了後、尾山委員長、佐藤敏男・副委員長(北広島市議会議長)、宮寺賢一・同(小平市議会議長)は原勝則・厚生労働審議官に面談し、

要望、意見交換を行った。なお、講師説明では、佐々木昌弘・厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室長から「地域医療の最新の動向」と題する説明を聴取した。

## 社会文教施策に関する要望

①地方創生の推進②地域医療施策③医師不足・偏在対策等、救急医療の確保・充実、自治体病院への財政措置④保健衛生施策等⑤危険ドラッグに対する取組の強化、感染症対策、定期予防接種、がん検診の推進、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン接種、食品安全対策、水道事業、自殺

## 第91回定期総会議決事項の各委員会付託一覧

議決事項	委員会付託				
	委員	会	地方行政	社会文教	産業経済
<b>【部会提出議決事項】</b>					
1 東日本大震災からの早期復旧・復興について	○	○	○	○	○
2 原子力発電所事故災害への対応について	○	○	○	○	○
3 原子力防災対策の抜本的見直しと安全・安心の確保について					○
4 南海トラフ巨大地震に対応した防潮堤の早期整備に向けた支援について					○
5 災害対策の為の財政基盤強化について					○
6 公共施設及びインフラ資産の防災・減災及び老朽化対策の強化について	○				○
7 事前災害復興対策における高台開発、移転及び集団移転促進事業の拡充、見直しについて					○
8 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について					○
9 地方創生に向けた取り組みに対する支援について	○	○	○	○	○
10 社会保障・税番号制度を円滑に導入する財政措置の拡充について	○				
11 マイナンバー制度導入に係る国庫補助拡大及び制度周知について	○				
12 国政選挙に係る執行経費の確保について	○				
13 北方領土問題の早期解決等について	○				
14 日米地位協定の抜本的な改定について	○				
15 生活に困窮する子どもの学習援助に対し、国の補助金拡充を求める要望				○	
16 乳幼児等医療費助成制度の拡充を求めることについて				○	
17 地域医療の充実強化並びに自治体病院の医師確保対策及び財政支援措置について				○	
18 道路交通網の整備促進について					○
19 道路インフラのメンテナンスサイクル確立の支援について					○
20 九州における高速交通網の整備促進及び離島航路・航空路の運賃低廉化について					○
21 道路法改正による管理者責務を果たすための支援について					○
22 北陸新幹線の早期完成について					○
23 並行在来線への支援措置について					○
24 地域公共交通への支援及び総合交通ネットワークの整備促進について					○
25 地域公共交通の維持確保について					○
<b>【会長提出議決事項】</b>					
1 地方創生の推進に関する決議	○	○	○	○	○
2 地方税財源の充実確保に関する決議			○		
3 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	○	○	○	○	○

防止対策、こころの健康を守り推進する基本法の制定④医療保険制度⑤医療制度改革、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度⑥介護保険制度⑦制度改正、低所得者対策、介護サービス基盤整備、人材の確保、財政運営⑧少子化対策等⑨子ども・子育て施策、子育て世代への支援、放課後児童対策、不妊治療への財政措置⑩雇用対策⑪地域雇用対策若年者雇用対策、新たな雇用創出事業の実施、協同組合法の制定⑫社会福祉施策⑬障がい者施策、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度、年金制度の運用、被災者の救助・支援制度の見直し⑭環境保全施策⑮地球温暖化対策、廃棄物処理対策、容器包装リサイクル制度、家電リサイクル制度、海岸漂着物対策、アスベスト対策、皮革排水処理施設、原子力発電所事故への対応、放射性物質モニタリング⑯文教施策⑰教育予算の拡充、少人数教育の推進、特別支援教育、いじめ対策の推進、公立学校施設の耐震化、食物アレルギー事故防止対策、栄養教諭・学校栄養職員増員による食育の充実、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備